

政策 2 - (1) - ①**行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進****1. 目標等**

達成すべき目標	①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること 【達成年次】各最適化計画に掲げた年度 ②情報システム調達の適正化を図る 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方 及びその根拠	①「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定） において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・ 効率化等の取組を進める。」こととされている。 ②「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会 議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止 し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電 子政府の構築を実現する」こととされている。
測定指標	① 業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の 削減などの効果 ② 情報システム調達会議の実施状況

2. 平成 18 年度重点施策等

18 年度 重点施策	① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化
参考指標	① 業務・システム最適化の実施状況 ② 情報システム調達会議の実施状況

3. 政策の内容

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、金融庁行政情報化推進委員会、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言・支援を受けつつ、

- ① 業務・システムの最適化の実施
- ② 情報システム調達の適正化

の取組みを行うこととしました。

4. 現状分析及び外部要因

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされています。金融庁においても、専門的な能力を有する外部のコンサルティング業者の支援のもと、業務・システムを分析し、業務横断的な情報連携を視野に入れた全体最適の観点に立って18年3月に主要業務・システムについて最適化計画を策定しました。

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされています。これを受け、適正な情報システム調達を行うため、①調達体制の整備、②調達仕様書等の充実、③調達先決定に係る技術的評価項目の整理、④調達プロセス管理の適正化、⑤調達結果の評価、⑥ジョイントベンチャー参加への対応に取り組んでいます。

また、「第一次情報セキュリティ基本計画（平成18年2月2日情報セキュリティ政策会議決定）」を踏まえ、21年度初めまでに「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（情報セキュリティ政策会議決定）」が求める水準の情報セキュリティ対策を実施することとされており、金融庁においても、情報システムのセキュリティ強化や職員の情報セキュリティ意識の向上に努めることが求められています。

5. 事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

① 業務・システムの最適化の実施

次に掲げる最適化計画について、18年度においては、No.1、3に関し、次期システム構築等（20年1月の新庁舎移転に向けたネットワークの再構築を含む）のための仕様書（要件定義書）を策定し、No.2に関しては、新システムの開発を進めました。

No.	最適化計画	最適化実施予定時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	平成21年度
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	平成20年度
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	平成18年度から順次

なお、上記最適化計画のほか、18年3月に「疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化計画」を策定しましたが、「犯罪による収益の移転防止に

関する法律」の成立（19年3月）により、F I Uが19年4月に金融庁から国家公安委員会（警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官）に移管されたことに伴い、当該最適化計画も移管となりました。

② 情報システム調達最適化

情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行っているところであり、18年度においても7回開催し、情報システム調達の最適化に取り組まれました。

また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、C I O補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの最適化を図りました。

③ 情報セキュリティ対策の充実・強化等

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づく自己点検を実施し、情報システムに対して内部監査、外部監査を実施しました。また、情報セキュリティ研修を実施し、特に幹部職員については上記の自己点検結果を踏まえた研修も実施しました。

情報システムについては、自己点検結果や監査結果を踏まえたセキュリティ対策を行いました。

（2）評価

① 業務・システムの最適化の実施

上記最適化計画No.1、2については、今後も計画を着実に実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。

なお、上記最適化計画No.3については、最適化の一部実施（本庁舎外の拠点とのネットワークの見直し等）により13,610千円の経費削減が図られました。

② 情報システム調達の最適化

18年度中に情報システム調達会議を7回開催し、開催に当たっては、事前にC I O補佐官等をメンバーとする事前審査会を実施しました。

また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、C I O補佐官が積極的に参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、情報システム調達の最適化は図られていると考えています。

6. 今後の課題

(1) 業務・システムの最適化の実施

「今後の行政改革の方針」において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」とされており、策定された業務・システム最適化計画の下、引き続き最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

(2) 情報システム調達の適正化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされており、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があります。また、「情報システムに係る政府調達の基本方針」（平成19年3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。

(3) 以上を踏まえ、今後、業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発に係る予算要求を行う必要があります。

また、20年度において、情報システム調達に係る体制強化、情報セキュリティ対策の充実・強化及び情報システムの運用管理強化のための体制整備を図るため、機構・定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 業務・システムの最適化の実施

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組を行う必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 A

業務・システムの最適化については、各計画に基づき取り組んだシステムの設計開発等がほぼ予定通りに進捗したことから、Aと評価しました。

(2) 情報システム調達の適正化

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 B

情報システム調達会議を7回開催したほか、一定規模以上のシステム開発についての仕様書・見積り等の検証にCIO補佐官が積極的に参画する等、情報シス

テム調達の適正化に向けた取組みを行っているものの、引き続き取組みを強化していく必要があることから、Bと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

金融庁行政効率化推進会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- (1) 業務・システムの最適化の実施
 - ・業務・システムの最適化計画の実施状況
- (2) 情報システムの調達の適正化
 - ・情報システム調達会議の開催状況

10. 担当課室名

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室